

小高句麗国の領域と民族構成(下)

日野, 開三郎

<https://doi.org/10.15017/2236673>

出版情報 : 史淵. 105/106, pp.239-276, 1971-08-20. 九州大学文学部
バージョン :
権利関係 :

小高句麗国の領域と民族構成 (下)

日 野 開 三 郎

Ⅲ 契丹の阿保機侵入当時の民族構成

遼史に拠るに、阿保機が遼河流域の経略を推し進めた時、此の地域に住していた原住民、即ち小高句麗国民は主として渤海人・女直（女真）人・漢人等であった。遼史にいう渤海人・女直人の内容、その相互の種族関係等に就いては充分検討しなければならぬが、それは便宜上あと廻しとし、先ず此の三種類の居住そのものから実証して行く。

(1) 渤海人

阿保機が小高句麗国の地に設置した州として確認せられるのは東平・遼・鉄利・銀・同・瀋・婦・巖・檀の九州である。尚この外に阿保機が設置してその所伝を失したものがあつても知れないが、とりあえずこれら九州の州民を検討するに、その大部分、即ち檀州を除く他の八州には何れも渤海人が居を占めており、八州はそれら原住の渤海人を統治するためにおかれたものであることが知られる。

先ず東平郡（遼陽府）に就いて見るに、遼史^{卷二} 太祖紀・神冊四年二月の条に
修遼陽故城。以漢民・渤海戸実之。改為東平郡。

とあり、同書^{卷三} 地理志。東京道・遼陽府の条にも此れと同内容の記事がある。此の東平郡の設置に際しその州民に充てられた漢民・渤海戸が従前より此の地方に住していた者と解せられることは島田好氏が「唐末の遼東」と題する論文に於いて考証せられている。^{註24} 上文中の「実之」とは原住の漢民・渤海戸を州の戸籍に上し編民を充実したとの意に解せられ

る。次に遼州に就いて見るに、遼史^{卷八}地理志・東京道・遼州の条に

遼州。^中 太祖伐渤海^{小高句麗}先破東平府^遼遷民^遼之。

とある。この記事中の渤海が小高句麗國を指し、東平府が遼州を指していることは先に詳しく考証した所であり、また「遷民^遼之」がその実は遼州地区に居た土着人を州籍に上し編民を充実させたとの意であることは既に津田博士が考説せられていた所である。津田博士は此の土着民を女直人と解せられているが、契丹は初め原則として女直人を州県制に編成することをせず（例外はあるが）、氏族制的統制に依っているから、^{註26} こうした原則から見ても女直人説は再考の余地がある様に思われる。遼史^{卷二}太祖紀・天贊三年五月の条に

徙薊州民^遼遼州地。渤海殺刺史張秀^遼突而掠其民。

とて渤海人が叛乱を作り遼州の刺史を殺して州民を掠したと伝えているが、此の渤海人は島田好氏の所論に依れば原住民と解すべきものであるという。^{註27} 既述の如く、この乱には先に滅ぼされた小高句麗の遺民や渤海國が関係していたと想われるので、ただ遼州土着の渤海人のみであったと断定することはいかがかと考えられるが、遼州に起った叛乱である以上、この州民が参加して中心的な活動をしたことだけは紛れないといえよう。果して然らば、契丹の遼州は土着女直人統治の為に置かれたと解すべきでなく、これら土着渤海人を統治する為に置いた州と見るのが妥当な解釈となる。乱を起すほどの力を有っていたことは土着渤海人の勢力が微弱でなかったことを示す。次に遼史^{卷八}地理志・東京道・広州の条に

太祖遷渤海人居之。建鉄利州。

とあるが、此の「遷渤海人居之」が鉄利州建置に際し州城内の土着渤海人を州籍に上したことを意味する所伝であることは、東平・遼二州の同様記事から類推して容易に察見せられよう。鉄利州も亦土着渤海人を統治する為に設置した州と解せられるのである。次に遼史^{卷八}地理志・東京道・帰州の条に

帰州。^中 太祖平渤海。以降戸置。後廢。

とて、帰州は太祖が渤海を平げその降戸を以て置いたものであると伝えている。此の帰州は前帰州であり、「平渤海」は「平小高句麗」の意味であること、先に詳考した如くである。従って小高句麗を平げて降した戸とは高句麗人ということになるが、此の記事のみからいえば渤海の降戸即ち渤海人ということになる。かくて遼史の渤海人とは高句麗人を意味していたか、少くともそれを含んでいたのであろうとの推測が生れる。その詳細は後文に更めて論述するとして、とにかく遼史の所伝に従えば前帰州も亦土着渤海人の降戸を置いて設けたものであったことになる。

以上、東平・遼・鉄利・帰四州の原住民が遼史に謂渤海人であり、四州はこれら渤海人を統治する為に契丹が設置したものであることを論証した。同様に瀋・巖・銀・銅の四州も原住渤海人統治の為に太祖の設置したものであることが立証せられるのであるが、それには小高句麗国の行政制度を踏まえた考証が必要なので、ここには割愛して、原住渤海人の居住範囲に就いて述べることにする。

阿保機の設置と確認せられる九州のうち、渤海人を以て置いた州は、考証を省略した四州を加えて八州となり、その最北端に在ったのは今の鉄嶺と開原との中間に比定せられる同州であるから、阿保機が侵入した当時の遼東原住渤海人の北限は少くとも今の開原附近に及んでいたことになる。遼東行部志に著者王寂が咸平(開原)に滞在中に扱った事件として陝右出身の漢人が渤海人の家に飯をよばれ毒を盛られたことを記している。行部志の記事は金の章宗の明昌元年(一一九〇)のことで、遼初より三百年近くも後のことであるから、右の渤海人が阿保機侵入当時から土着渤海人の子孫とは断定できないが、とにかく金の建国後も開原方面に渤海人の居たことだけは確かである。開原には高句麗の城がおかれ、小高句麗時代も銅州銅山県の地となっているから、ここに高句麗人の聚居があったことは紛れなく、もし遼史にいう渤海人が高句麗人を含むものであったとすれば、渤海人の聚居地であったことになる。遼史を通検するに、開原以北に阿保機が州を設置したとの明伝は無い。ただ遼東行部志に

清安県。世伝。遼太祖始置為肅州。本朝改降為県。

とあって、肅州(開原の北方)は阿保機の設置したものと世伝が金代に行われていたことを記している。然し遼史卷三八地理志・東京道の此の州の条には

肅州。信陵軍。刺史。重熙十年。州民亡入女直。取之復置。兵事隸北女直兵馬司。統隕一。清安。

とあって、此の州が興宗の重熙十年以前の設置であり、一度州民が女直の中に逃亡したのを此の年に連れ戻して復置したものであることは確かめられるが、果して阿保機の創置した州であるかどうか、又復置の肅州が前肅州と同一地であったかどうかは共に確かめられない。州民が女直に逃入したということは、彼等が漢人でなく渤海人であったことを暗示し、又此の州の州民は渤海人であったが、その周辺の地は女直人の住地であったことをも暗示している。註29開原に原住渤海人が推認せられるとすれば、その傍近直北の肅州の地にも土着渤海人が居り、その統治の為に阿保機が州を置いたことも可能性のないこととはいえない。然しそれにしても開原以北に於いて阿保機が設置したものと確認できる州の所伝はない。所伝のないことを以て州の無かったことの証拠とすることは許されないが、然し以南に於いて八州を計えることと対比すれば、少くとも非常に少かったことの証拠とはなろう。契丹は漢人・渤海人を統治するに州県制を以てし、他の民族は若干の例外を除く外殆んど此の制度を適用していないから、州県設置の所伝のない開原以北には原住渤海人の大聚居は無かつたのではないかとの推測が抱かれる。遼東行部志には王寂が韓州(八面城)を發つて二日目に宿泊した松瓦千戸寨に就いて

松瓦者城也。寨近高麗旧城。故以名之。

と述べている。果して松瓦が城の意味かどうか遽に明断しかねるが、高句麗の旧城があったことは紛れないであろう。それより二日目に宿したのは

宿闡羅寨渤海高氏。云云。

とある如く、闡羅寨の渤海人の家であった。そしてそれより四日目に咸平に入っている。右の渤海人が果して阿保機侵入

前からの土着人の子孫かどうかは判らない。その間に三百年の歲月と幾度かの政治的大變動、住民の移遷があつたのであるから、先の韓州の渤海人と同様、これを以て遼初土着渤海人居住の証拠とすることは方法上容れない所である。何れにしても開元以北に於いては遼初に土着渤海人の有力集團の居たことを確認し得る証拠は今の所見出されないものである。絶対に居なかつたと推断することはできないし、又開原以南に於ける優勢な存在から見て以北にも若干は居たであろうと考えるのが穩当であろうが、勢力的な存在を想定することは今の所困難である。大体開原附近を以て渤海人聚居のほぼ北限と見ておく外ない。

渤海人八州中の最南の州は東平郡（遼陽）であるが、更に南の遼河口に在った鎮東関には渤海人が居たと推測し得べき根拠があるから、彼等居住の南界はほぼ遼河口に達していたといえる。更に南に及んでいたか否かは判らないが、遼河口にまで拡がっていたことはほぼ確かである。

阿保機の侵略は大体遼河沿流地帯に止まり、それより東方の蘇子河流域や鴨綠江右岸の地には及ばなかつた。従つて遼史には此れらの地域の阿保機時代に於ける土着民の所伝はない。然し遼河沿流地帯の土着民が渤海人を主としていた以上、それより東方の渤海国に近い住民はやはり遼史のいう渤海人を主としていたと見るべきであろう。

以上を要するに、阿保機侵略当時の遼東の住民を遼史は渤海人であつたと伝えており、この土着の所謂渤海人はほぼ開原附近をその主住域の北限としていたと考えられるのである。これら渤海人の戸口を考えるに、その具体的な数は所伝がなく明らかでないが、頗る多かつたことだけは立証せられる。その第一の証拠ともいふべきは、東平・遼・鉄利等の州の渤海人勢力が頗る大きかつたことを示す史実が伝えられていることであり、第二は、ここを占領した阿保機が土着渤海人の少からぬ数を西方の契丹本土に徙置して彼等の勢力の割減をはかつていることであり、第三は阿保機侵略以前に彼等土着民を以て置かれていた此の地方の州県の数が夥しかつたことである。但しそれらの詳考は後にまわし、ここではただ所謂渤海人が大いに繁衍していたことを指摘しておくに止める。

(2) 漢 人

遼史卷二太祖紀・神冊四年二月丙寅の条に

修遼陽故城。以漢民・渤海戸実之、改爲東平郡。云云。

とあって、東平郡設置の際、州籍に上した州民中に漢人の居たことを伝えている。この時、共に州籍に上せられた渤海戸が州城内土着の者であったことは先に考説した如くであるから、この漢人も亦土着の者であったと見るべきである。阿保機は東平郡設置の後、此所に河北で俘えた漢人を移入した。同巻・神冊六年十二月の条に

詔。徙檀・順民于東平・瀋州。

とあるはこのことを伝えた記事である。かくて東平郡即ち遼陽府の管下には原住・移入の漢人が住むこととなった。地理志の遼陽府の条に

略上。南外城。謂之漢城。云云。

とて、遼陽府城の一部として漢城の設けられていたことが見える。漢城は契丹の大城邑(例えば上京臨潢府等)に設けられた漢人区域であるから、右記事に依り遼陽府郭内に漢人が一区域を爲して居住していたことを確め得る。此の漢人は必ずや東平郡時代からの原住・移入漢人の子孫であろう。

漢人は契丹領内に於いては必ず州県制に編成して統治せられていた。そこで阿保機設置の九州及びその管下諸県に就いて原住漢人の居住を確認し得るものを探索するに、右の東平郡ただ一州を得るのみで、他には全く認められない。史伝の不備な遼史のことであるから、此の結果から直ちに土着漢人の居住が東平一州に限られ、他には全然居なかつたと推断することは許されない。然し土着渤海人の居住が八州まで認められるのに対し、土着漢人の州が渤海人も住していた東平ただ一州に過ぎないことは、土着漢人の稍々集中的な居住が東平以外に於いては殆んどいうに足るもの無く、総じてその数

の極めて少かったことを推断する根拠にはなる。漢人の本土たる中国から一層離れている九州以东や以北の地には漢人は愈々居なかつたであろう。漢人がかくも少かつたのは中国からの漢人移住が久しく絶えていたことを証するものである。

(3) 女 直 人

阿保機が未だ可汗とならない以前、二回にわたつて女直を伐つたこと、その範囲は開原方面から東遼河流域に及ぶ一帯の地であつたこと、此の区域は小高句麗領土の西北部に當つていたこと等は先に論述した如くである。これによつて女直人が開原以北一帯、小高句麗國の領域内に蔓延していたことは明かであるが、その居住の南界がどの線まで延びていたかは更めて詳考する必要がある。そして此の南界の究明に最も役立つのは北女直兵馬司の管轄範囲である。遼史^{卷三}地理志・東京道の項より所管州を抽出表示すれば左の如くである。尚表記の外に上京道・薊化州が北女直兵馬司に隸していたこと

契丹北女直兵馬司所管表

州名	設置年代	現 位 置
遼州	太祖時代	遼 浜 塔
檀州	同	慶 雲 堡
銀州	同	鉄 嶺
同州	同	開原・鉄嶺の中間
咸州	聖宗時代	開 原
韓州	同	八 面 城
肅州	同	開原の北
雙州	太宗時代	鉄嶺の西
鄂州	?	?
安州	?	開原北方鷲樹附近

とは既述の如くである。又遼史^{卷三}地理志・東京道・銅州の条を見るに銅州。広利軍。刺史。渤海置。兵事隸北兵馬司。統県一。

とあり、その統県の析木（今名同じ）県の条に

析木県。中。初隸東京。後來屬。

とあつて、銅州が東京遼陽（統軍司・留守司・都部署司の何れに屬していたのか明記していないが、恐らく留守司であろう）より北兵馬司に來屬したことが記されており、然も此の北兵馬司は北女直兵馬司の略称の如く解せられるから、右所伝に従えば銅州も亦北女直兵馬司に隸していたこととなる。然し析木城は海城の東南に在り、此の位置から考えて、東京遼陽を越えてその彼方に在る北女直兵馬司に隸したという右の所伝には何らかの錯誤が含まれているので

はないかとの疑念が挟まれる。そこで同巻の遼陽府の条を見るに、その統県九の第四に

析水木の誤県。本漢望平県地。渤海為花山県。戸一千。

とあり、これに依れば銅州に属していた筈の析水県は遼陽府にも属していたことになる。一県の両属はあり得ないことであるから、どこかに伝載上の誤りがなければならぬ。遼東行部志を見るに、咸平(開原)を發つて銅山県に宿したことを記して

宿銅山県。銅山遼之銅州也。本朝改為東平県焉

とあり、遼の銅州は金になって東平県に改められたといっている。所で遼史卷三地理志・東京道・同州の条に依るに、そ

の統県は二で、郭下を東平、他を永昌といったとある。即ち金の東平県は遼以来東平県の名を以て呼ばれていたことが知られる。ただ遼では東平県は同州の郭下であった為、そこは同州の名で呼ばれていたのが、金では同州を廢した為、州名がすたれて東平の県名で呼ばれる様になったものと思われる。行部志にいう「本朝改為東平県」とはこの様な地名称呼の変化を誤謬まじりに伝えているものと思われる。して見ると、遼の同州は銅州とも記されていたことになる。即ち遼代には析木県を統轄する銅州と東平県等を統轄する銅(同)州とがあったわけで、先に疑念を挟んだ錯誤は恐らく此の両銅州の混淆から生れ出たものであろう。而銅州の關係や遼史地理志の錯誤の由来等に就いては更に詳しく考究する必要があるが、それは州県制度の問題として扱うのが適切と思われるので、ここではただ疑問の州として考察外におくこととする。註33

表の諸州のうち現位置の判明しない郛州(大延琳の叛乱の際、その刺史李匡祿が乞援のため高麗に入つており、延琳の兄弟の延定と共に高麗に働きかけた中心人物の一人であるから、かなり重要な州であったのであろう)を別として、他の九州の所在を見るに、銀州・遼州を南界とし、韓州を北界とする中間の地区に集っている。但し上京道の竜化州のみは遙かに離れて西方に位置し、寧ろ契丹本土に近い。此の北女直兵馬司は民政機関ではなく軍政機関であり、従つてその管轄区域も軍管区であるから、その所管地域を以てそのまま精確に北女直の住地に合致するものと見ることはできない。然し又

逆にこれを北女直の住地と無関係の軍管区と見るのも正しくない。北女直兵馬司は所謂北女直の控制統御を目的としたものでなければならぬから、その所管区域は当然北女直の住域を睨んで定められた筈である。即ち北女直兵馬司の管轄区域を以て精密に北女直の住域と見ることは許されないが（例えば契丹本土に近い竜化州には北女直は住んでいない）、多少の出入りはあったにしても、大体に於いてその住域を反映しているものと推定して大過無いであろう。このことは南女直湯河司の管轄区域が南女直、即ち曷蘇館女直の住地とほぼ合致している類例からも一層確められる。

北女直兵馬司の管轄区域（竜化州を除く）を以て北女直の大体の住地であろうとする右の推定に大過ない以上、北女直の住域はその南界をほぼ銀州（鉄嶺）附近に求めることができる。銀州以北が女直人の住地であったことは更めて論ずるまでもあるまい。

銀州・同州・咸州方面には相当数の渤海人が住み、銀・同二州管下の五県はそれらの渤海人を編民として置かれたものである。して見れば、此の地方には渤海人と女直人とが共に住んでいたことになる。そこで此の両者の民族関係・居住関係・統治関係等が問題となつて来るが、これらの問題はそれぞれ別に専考する必要がある。

北女直に対して南女直の名称が遼史に著れている。南女直とは遼東半島に住んでいた曷蘇館女直のことで、契丹が徹底的にこれを経略帰服せしめたのは遼初から約百年も後の聖宗時代である。北女直は此の南女直に対する称呼で、北南は共にその相互の位置から契丹がつけたものであろう。高麗が咸興方面から出入する女直を東北女真又は東女真といい、西北境から出入する女直を西北女真又は西女真といっているのと同じ分け方であろうと思われる。上來論述した女直は北女直のことで、此の所謂北女直の東や北にも女直が蔓延し、懷徳・新安鎮方面にまで及んでいたことは女直の本拠から考えて自明かであろう。この北女直の住地は明かに故の小高句麗の領土内に當る。そして契丹の阿保機はその可汗即位前に早くも此れを征服した。即ち阿保機が侵入した当時、換言すれば小高句麗国の末年時代には、今の鉄嶺以北懷徳・新安鎮に至る一帯の地に女直人を住民として抱え込み、然もそれら女直人は有力な存在となつていたことが明かに知られるのであ

る。南女直の住地たる遼東半島は小高句麗國の領域であったかどうか明確にし難いが、少くも直轄地であったと認め得る依拠は無い。又南女直たる曷蘇館女直が遼東に入居したのが何時頃からであったかも未だ確められていない。従つて遼東半島の曷蘇館女直を以て小高句麗時代よりその民族構成の一要素をなしていたものと見得るか否か、遽かに決定しかねる。後考を俟つ。

IV 渤海人・女直人の人種的構成

遼史は阿保機が侵入討滅した当時の小高句麗國民が渤海人・女直人・漢人より構成せられていたことを伝えているが、高句麗人の居住に就いては全く言及していない。高句麗人を國民構成の中心要素として建てられた小高句麗國內の住民が遼初に至つてその高句麗人の伝を残さず、代つて渤海人・女直人の出現を伝えているとすれば、渤海人・女直人と高句麗人との關係が重要な問題となつてくる。尤も此の遼史にいう渤海人が高句麗人そのものを指しているかに受取られ、少くともそれを含んでいたものの如く解せられることは先に一言したが、それは極めて大雑把な推測を述べた程度にすぎず、更めて精密な考察を加える必要がある。高句麗人の史伝よりの消滅、渤海人の出現という大きな問題を解くに當つては、何を措いても此の両者の人種的解明が先決である。漢人の人種的考察は勿論不要である。新に出現した女直に就いては渤海人との關係に於いてその人種を考究する必要がある。但し彼等の人種的考察は極めて大きな問題で、多方面からの複雑な分析考証を要し、詳しくは專考の一大論文を組まねばならぬ。よつて詳考は別の機会を期し、ここではただ小高句麗國民の民族構成という立場から絶対に触れざるを得ない範圍に絞つて概要を述べるに止める。以下の行論はすべて概説的で論拠や立証を一々示していないが、それは上述の様趣旨に立つてのことである。論拠の或るものは既発表の拙稿より採つており、然らざるものは機を得て考説したい考えである。

(1) 渤海人の人種的構成

悠久先秦の昔、北方に向つて發展した漢民族は東北長城線の外、今の滿洲に於いて濊と自称する民族に遭遇し、此れを濊貊、即ち濊と称する貊と呼んだ。貊とは漢民族が未だ黃河の流域を住域としていた時代にその北方に住していた有力な異民族の名称で、それより転じて漢民族は貊を異民族一般の呼称にも用いていた。此の濊貊、即ち濊と自称する異民族の住域は、伊通河の流域、伊通河との合流点附近より上流の北流松花江流域、及び敦化地区を経て間島に至り、更に半島の咸鏡道より江原道に展び、又輝発河流域、鴨綠・佟佳二水流域にも拡がっていた。濊族の内部は夥しく多数の部族に分れ、各部族にはそれぞれ部の名称があつた。広大な地域に撒布した濊族の中、先ず伊通河流域の者が部族同盟を結成して団結を固めた。そして此の部族同盟の盟主として此の団結を率いたのは夫余部で、夫余部の部長は此の団結の強化と相表裏して支配権を強化し、遂に盟主より君主に發展し、此の団結は夫余王国となつた。夫余王国は更に北流松花江・輝発河二水流域の同族を領内に入れ、その最盛時には挹婁と呼ばれる異民族をも征服していた。夫余王国發展の結果、同国内の濊族は夫余族・夫余人と呼ばれる様になり、濊の旧名は廢れたが、夫余王は昔のまま「濊王之印」を用いていたという。伊通河の流域は西方の遊牧勢力と滿洲の獵農勢力との接点であり、又中国に往来する交通路線があつて、西や南の外來文化の撰取に比較的恵まれていると共に遊牧系の武力的發展の脅威を最も受け易い所でもあつた。滿鮮に拡がる同族のうちで此の地方の濊が先ず建国して繁栄を築いた主な原因はこうした事情に在つたと解せられる。夫余王国の隆昌は兩漢・三国の時代に頂点に達し、南北朝時代に滅されている。

夫余に次いで興つた濊族の国家は高句麗王国である。高句麗はもと鴨綠・佟佳二水流域に住む濊の一部族の名称で、此れが他の部族を征服降せしめて建てたのが高句麗王国である。高句麗王国は前漢末より強化の緒に就き、最後に大唐に滅されるまで數百年にわたつて發展隆昌を続けた。その結果、鴨綠・佟佳二水流域の濊族は高句麗族・高句麗人と呼ばれ

る様になり、又その政治的發展と共に高句麗人の住域も拡って西は遼東より東は朝鮮半島にまで及んで行った。高句麗の勃興は漢の滿鮮経営の影響による所が多かったと解せられる。

江原道の濊は最後まで一族による統一がなく、従って最後まで濊または濊貊と呼ばれ、高句麗王国に征服せられその支配を受けているうちに何時しか韓や高句麗人等の間に混融し、南北朝末には種族としての存在を絶って終った。大陸文化の届きにくい僻遠の地に拠ったことがこうした運命の主たる因由であったと思われる。

同じ大陸文化から僻遠の間島・咸鏡方面の濊族も亦最後まで統一が無く、ために弱小勢力として或は中国が設置した平壤の楽浪郡に藩属入貢し、或は高句麗の勃興と共に此れに隸従せしめられていた。然しそのうちでは今の咸興の地に拠った沃沮部が最も著れ、又他の諸部はすべてその背後の奥地に位置していた關係から楽浪郡への入貢には沃沮部の地を経ていたため、中国人は彼等をすべて沃沮として扱い、咸興方面の者を南沃沮、鏡城より間島方面の者を北沃沮といった。

隋以後、夫余人は粟末靺鞨、又は扶余靺鞨と呼ばれ、沃沮人は白山靺鞨と呼ばれた。即ち隋唐時代の所謂高句麗人・粟末・白山靺鞨は同血同語の同族で、何れも濊貊種であった。濊貊種は通古斯族の血を根幹として蒙古種の血の混入したものであるといわれており、農獵採取の生活を送っていた。

高句麗は同族人の粟末・白山靺鞨を征服し、これを直轄領民とした。初めは此れら濊貊三派の間に相当大きな感情や利害の対立があったが、数百年に及ぶ高句麗の支配はやがて此の対立を解消し、隋・唐と高句麗との抗争には靺鞨ともよく高句麗に協力して奮闘している。この融和は高句麗王国の滅亡後も崩れることなく、却って独立恢復・対唐抗争の運動を通して寧ろ強化せられて行った。高句麗の滅亡後、唐の追及を避けた高句麗人が続々と靺鞨の間に遁入したり、唐に捕虜となった高麗が遼東に遣帰せられると忽ち粟末靺鞨と通じて謀反を企てたりしているのは、何れもこうした融和の一面を示すものである。

唐の則天武后の方歳通天中、營州城傍の契丹人が乱を作し營州を占領すると、そこにいた高句麗人・粟末靺鞨人の各集

団はそれぞれ酋長に率いられて同族の住む滿洲奥地に遁入した。この時粟末靺鞨人を率いていた酋長が大祚栄で、彼はやがて高句麗人集団をも収め、今の敦化附近と推測せられる地に拠つて建国し、国号を震と称した。濊貊系の諸族忽ちこれに響應し、その領土は高句麗勃興の地たる鴨綠・佟桂二水の流域、白山靺鞨の住域たる威鏡道・間島・敦化地区、粟末靺鞨の住域たる輝発河・北流松花江・伊通河諸水の流域に及んだ。即ち大震国は右地域に住む濊貊系三派の協力の下にできた国家である。唐は玄宗の先天二年（開元元年）大震王大祚栄を渤海郡王に封じた。依つて大震国は国名を渤海と更めることとした（郡王は後に国王に升爵）。従つてその民は渤海国人の意味で渤海人と呼ばれ得ることとなつたわけである。

大震国が渤海国と称する様になつた頃、その北方には虞婁靺鞨（瑚爾喀河流域）弘涅靺鞨（虞婁の東、日本海に至る。虞婁も弘涅の一派）、黒水靺鞨（三姓以東の東流松花江流域）、越喜靺鞨（瑪顏河流域）、鉄利靺鞨（阿勒楚喀河流域）、達妬靺鞨（拉林・北流松花江二水下流域）等が居た。これらは何れも純通古斯系と見るべきものである。唐人は渤海人をこれら諸靺鞨と対置して渤海靺鞨と呼んだ。隋以来、中国人は高句麗人以外の在滿通古斯系諸族をすべて某靺鞨と呼んで来たので、渤海人をも他の靺鞨と対置して渤海靺鞨と呼んだものと思われる。かくて渤海人は渤海靺鞨と呼ばれたが、その内容は嘗ての粟末（夫余）、白山（沃沮）両靺鞨と高句麗人より成つていたのである。彼等はずもとも同血同語の同じ濊貊で、高句麗時代から同一政権の下に融合しつゝあつたので渤海国の建国発展に於ける一体的協力の間に全く一民族に帰合して終つた。かくて粟末・白山・高句麗等の族名は次第に消え失せ、専ら渤海人・渤海靺鞨が族名として用いられる様になつた。

以上の概説により渤海人が濊貊系通古斯諸派の混融によつて成立した民族であることは明かとなつたが、然らば濊貊種以外の者は全然含まなかつたかというに、それも断ぜられない。初め濊貊系諸派の融合によつて成立した渤海人は、その後の渤海国の発展によつて純通古斯系諸派の一部をも取入れて行つた様である。

先に述べた如く、開元末・天宝初年の交、渤海はその北方の扈涅・虞婁・越喜・鉄利・達妬等を征服して直轄領民とし、又黒水靺鞨を藩屬せしめ、その結果、渤海に対立する靺鞨は黒水以外に居なくなつたので、これらとの対置から生れた渤海靺鞨の呼び方も次第に廢れ、ただ渤海とのみ称せられる様になつた。所で新に渤海の直轄領民となつた扈涅以下の諸靺鞨は渤海靺鞨が濊貊種であるのに対し、何れも純通古斯系で、言語・習俗・民度にもかなり顯著な違いがあつたが、渤海の直轄国民である意味に於いて渤海人と呼ばれ得ることとなつた。事実、史書には彼等をも渤海人の中に含ませて扱つた記述が多い。然し渤海國が契丹に滅されると、高句麗・粟末・白山等の子孫、即ち濊貊系は依然として渤海人と呼ばれてゐるのに対し、純通古斯系諸靺鞨の子孫は女直人（又は女真人）と呼ばれる様になつており、また女直の名は渤海滅亡の少し前から既に史書に見えてゐる。但し純通古斯系の全部が悉く女直とせられたのではなく、一部少数の者は依然渤海人として扱われていた様である。

本来の渤海人ともいふべき濊貊族は渤海の建国者であり、その支配階級を構成してゐた種族である。これに対し、あとから渤海國民に加えられた純通古斯系の諸族は被征服者であり、従つて被支配民族でもあつた。然しそれらの中には濊貊種なみに支配階級の列に加えられ、政治的・社会的地位乃至待遇や文化的生活、更には経済的利害や感情等を濊貊種である本来の渤海人と齊しくする層のあつたことは当然推想せられる所である。そうした層の者は血液的には被支配層の純通古斯系と同一であつても、その立場は経済的・社会的・政治的・文化的その他凡ゆる面で濊貊系と共通し、同族の純通古斯とは寧ろ対立的な面さえ有してゐた筈である。純通古斯系であり乍ら渤海の滅亡後も渤海人として扱われ、もしくは一般女直と區別して扱われている者の居るのは、この様に濊貊系化した層の存在してゐたことを反映してゐるものと思われ。その数は全純通古斯に比すれば低率であつたであろうが、盛國渤海の統治下に在つてその感化を受けること二百年近くにも（開元末以後滅亡迄一七四一―九二六）及んだことを想えば、その總数を過少に推算すべきではない様に思われる。渤海國の滅亡を機として濊貊系の勢力は後退衰亡の一途を辿り、代つて女直が滿州の主勢力にのし上つて行くのであ

るが、此の勢力交代の過渡期に当るのは契丹時代である。従つて契丹時代の満州は此の交代過程の現象として濊貊種即ち渤海人と女直人とが或は妥協し、或は相剋し、此の關係を繰返しているが、こうした両民族の複雑な關係の中に在つて重要な役割を荷うに最も適していたのは純通古斯系出身で渤海人化していた層であつた筈であり、その意味で純通古斯系渤海人の存在は無視できないものといえる。

以上を要するに、渤海人とは高句麗・粟末靺鞨・白山靺鞨の濊貊系諸族が渤海国の下で一国民として混融せられた者を根幹とし、これにあとより渤海国民に編入せられた純通古斯系靺鞨諸族のうちの渤海人化したものが含まれているものと解せられるのである。換言するならば、有史以来数派に分れていた濊貊種が一民族として融合せられた者が渤海人の骨子、或は本来的な渤海人であり、此れに同化した若干の純通古斯族を混えていたとすることができる。但し此は民族名としての、即ち漢人・契丹人等と對置せられた渤海人の分析である。此の民族名としての渤海人は渤海国を通して形成せられたものである。渤海国の健在時代はその領民はすべて渤海国民の意味で渤海人と呼ばれ得た筈であり、事実また呼ばれてもいた。純通古斯系諸族のうち黒水の如く最後まで直轄領民たることを拒んだものや、鉄利の如く渤海の圧力に屈して直轄領民に編入せられ乍らも心服せずして絶えず解放の機を窺っていたものは彼等の潰散滅亡の最後の日まで黒水・鉄利の名を押し通しているが、他の靺鞨諸族は渤海国人として扱われ、その靺鞨名を失っている。つまり所謂渤海人には国民としての用法と民族としての用法とがあつたわけである。従つて渤海人の称呼に接した場合、その何れの用法に属しているかを判別する必要があるが、それは渤海国の存続していた時代のもので、その滅亡後（但し大渤海滅亡後も後渤海国が相当長く満州に拠つていた）の用法は殆んど渤海国民の意味では無く、渤海民族の意味であると見てよい。遼史に見える渤海人の解釈も大体この基準に従つて大過なく、多くの場合、民族名としての用法と見得るが、時には国民の意味の用法も交っているのではないかとこの心構えを以て解読に当る必要がある。

(2) 女直人の人種的構成

天頭年間女直關係記事表

年	月 日	記 事
元年	—	平渤海破達盧古部
二年	十二月戊戌	女直遣使來貢
三年	正月己未	黃帝府羅涅河女直
	二月辛丑	達盧古來貢
	五月己巳	女直來貢
四年	十二月	遷東丹民以夷東平。 其民或亡入新羅女直
	五月癸酉	女直來貢
	十二月戊申	女直來貢
六年	七月丁亥	女直來貢
七年	四月己卯	女直來貢
	正月戊子	女直來貢
八年	七月丁亥	女直來貢
	正月壬戌	女直來貢
九年	三月癸卯	女直來貢
	五月癸丑	女直來貢
十一年	三月庚寅	女直來貢
	四月癸酉	女直諸部來貢
十二年	九月癸亥	女直來貢

阿保機がその可汗即位前、即ち大唐の天復三年（九〇三）と天祐三年（九〇六）とに女直を伐つたことは此れまでに屢々言及した所である。これは遼史に於ける女直の始見記事であると共に今日

管見の及び得た範圍に於ける女直の始見史料でもある。然し阿保機の即位（九〇七）後は歿年（九二六）に至るまで二十年間を通じて遼史の太祖記に

は女直の名を伝えた記事がない。それが太宗時代になると遽かになくなっていく。遼史^{三卷}太宗紀上より女直の記事を抜いて表示するに上の如くである。太宗の年号は天頭と会同とがあり、太宗紀の上に盛る所は天頭十二年間（九

二六〜九三七）の記事である。記事の内容は何れも簡単であるが、然も此れによって太宗時代に於ける契丹と女直との交渉が如何に頻繁であつたかを窺い知ることができる。そしてそのことから女直の勢力が契丹から相当重く見られていたこと、彼等が相当活気を有していたこと等をも窺い知ることができる。女直の入貢頻度は次の会同年間に入つてもほぼ同歩調を保っている。

又上表の女直は達盧古部が羅涅河（拉林河）流域の者であることを知り得るのみで、他は住所不明であるが、会同年間には鴨綠江女直（鴨綠江下流左岸^註）の通々入貢した記事も見受けられる。即ち太宗時代（九二六〜九四六）、契丹と交渉をもつた女直は少くとも北は拉林河、東南は鴨綠江下流左岸に及び、当時彼等が広く滿洲に蔓延していたことを知り得るのである。

女直の名が中原側の史籍に現れるのは五代に入ってからで、冊府元龜卷九七外臣部・朝貢門・後唐・同光三年（九二五）五月の条に女真朝貢の記事あり、新旧五代史の本紀にも収載せられているのが始見記事である。此れに続く次の入貢記事は降って後周の顯徳六年（九五九）正月で、冊府元龜の同卷にその記事を収めている。その翌年は即ち宋の建国第一年に当る開宝元年で、宋に入ると女真の入貢記事は俄然多くなる。因みに同光三年五月は渤海の滅亡前、顯徳六年は滅亡後である。右の諸例は何れも女直が入貢したことによってその名を中国の史籍に残したものである。所が中原の史籍には幽州方面の漢人側牒報機関が塞外の状勢として探知した知識としての女真の名が見える。冊府元龜卷九五外臣部・交侵門・同光二年（九二四）九月庚戌の条に

有自契丹部降者。上言。女真・回鶻・黃頭室韋。合勢侵契丹。召北部酋長禦扞。

とあり、資治通鑑卷七四後唐紀・天成元年（九二六）正月の条に

契丹主擊女真及渤海。胡註。女真初見於此。二云云。恐唐乘虛襲之。云云。

とある等はその例である。両記事共に渤海滅亡以前のものである。なお女直と女真とは同音の異訳である。

以上によって女直は唐末に至って歴史の表面に表れたものであるが、然もその時には既に広範圍に拡がっていたこと、従ってそれ以前はやくより滿洲に居たに相違ないこと等が知られる。又鴨綠江左岸の者と拉林河下流の者とがその間に健在していた渤海国を距てて遙かに統属關係を有していたとは考えられないから、女直とは渤海人が渤海国の統一を通して成立した民族名であるのと異り、全く政治的關係を離れた純然たる種族名であったことが察せられる。又契丹と最初に深い關係を有ったのは開原方面以北の者であり、宋に入貢したのは別に論証している如く主として咸興・間島方面の者で、鴨綠江を下り、江口から遼東半島沿いに海に泛んで山東の登州に達していた。註従って鴨綠江流域の者も入宋していたと見るべきであるが、その中心となっていた入宋女真は紛れもなく咸興方面の者であった。所が契丹と交渉をもった開原方面以北の者も、宋に入貢した咸興・鴨綠江方面の者も、共に契丹から同じ女直（女真）の名を以て呼ばれている。註尚又中原

に入貢して女真と呼ばれた鴨綠江流域の者は契丹に入貢して鴨綠江女直と呼ばれている。女直の対契丹交渉と対中原交渉とはその初期に於いては別地域の者が個々に行い、且つその間に相互の聯絡が取られていたとは見えないのである。それが同じ女直(女真)の名を以て契丹・中国双方から呼ばれたとすれば、女直(女真)とは自称の名称であって、他から与えられたものでは無かったと見なければならぬ。女直の名を以て契丹人が東方の通古斯族に与えた名称と考へ、更にそれが契丹を介して中国に伝えられたものであるかの如く説く者があるが、此の説は當を得たものといひ難い。

女直人が渤海人と種族を異にすることは遼史がこの兩者を明かに區別していることから容易に察せられる。そして此の女直が純通古斯諸族を総稱する族名であることは既に先人によつて説かれてゐる如くである。

純通古斯族が確實な歴史の舞台に登場して来るのは三国志の魏志に於いてであつて、挹婁一名肅真がそれである。その住地は瑚爾喀河以東、琿春河流域以北、日本海に至る地域で、後の弘涅靺鞨の族祖である。北魏の世に至り、勿吉が勃興して純通古斯族の間に威を振り、高句麗とも覇を争う程の勢力を築き上げた。その根柢は恐らく北滿の今の五常方面であつたと思われる。後の安車骨靺鞨はその族裔と思われる。伯咄靺鞨も或はその一派であつたかも知れない。隋代唐初にいわゆる靺鞨七部のうち、弘涅・安車骨(阿勒楚喀河流域)伯咄(拉林・北流松花二水流域)黒水(三姓以東の松花江流域)号室(黒竜江下流域)の五部は純通古斯系で、弘涅は挹婁の、安車骨・伯咄は勿吉族の裔、黒水・号室は隋代に入り初めて歴史舞台に登場した者である。^{註38} 彼等の南に粟末・白山両靺鞨と高句麗人等の濊貊種が居たことは既に述べた如くである。純通古斯系の靺鞨は高句麗の直轄領民には加えられなかつたが、傍近の者は羈縻を受け、従つて政治的にも文化的にも強い影響を受けていた。高句麗の滅亡はそうした影響下の諸部に強い衝撃を与え、安車骨靺鞨の中から鉄利部・越喜部が興り、伯咄部は達妬部と呼ばれ(此れは室韋の侵入があつたことを推想せしめる)、弘涅・黒水は旧名のままであつたが、弘涅中の瑚爾喀河流域の者は一勢力を形成して虞婁靺鞨と呼ばれた。^{註39} 彼等は渤海國の北方發展によつてその支配下に入れられ、弘涅・虞婁・越喜・鉄利・達妬は直轄領民に編入せられて渤海國民(広義の渤海人)となり、黒水は藩屬國

係に置かれた。これらのことは先に詳しく考説した所である。

渤海国時代に至るまでの純通古斯種の歴史を以上の如く概観し、渤海国に編入せられる以前の彼等が黒水・抃涅（虞婁）・越喜・鉄利・達妬等の諸派に分れていたことを知るならば、渤海国の末年に女眞の名を以て史に現れた純通古斯族がこれら純通古斯系諸靺鞨の裔たるべきことは容易に推想せられるであろう。達妬靺鞨が遼史に羅涅（拉林）河女直達盧古部と記されているのは、こうした純通古斯系諸靺鞨と女直との關係を立証する有力な一資料である。

鉄利は遼史に鉄利・鉄驢として一般女直とは區別して記されているが、これは鉄利靺鞨の地が渤海国の鉄利府として六州に分治せられ、渤海の行政府名の中に鉄利の名を存続していたことや、この鉄利は強大な勢力をもち、その支配階級は渤海国内に重きをなして渤海人化が著しかったこと等によって、一般女直と區別すべき一派となっていたことによるものであろう。鉄利の支配層は渤海の滅んだのちも巧に契丹と結んで久しくその支配的地位を保持していた。然しそれもやがて此の地を去って渤海国の故都である今の東京地方に遷り、次いで潰散した。原住地に止った族裔は按出虎水生女直と呼ばれ、その中の完顔部が強大となって阿骨打の大金帝国建設にまで発展したことは周知の如くである。同様に黒水も久しく黒水の名を保っていたが、やがて奥地の兀惹（号室の裔）に圧迫せられて遠く咸興方面にまで南下し、そこで一しきり活躍したのち潰散した。原地に残留した族裔は五国部女直と呼ばれている。即ち一般女直と區別して扱われている鉄利・黒水もその渤海人化した支配層が潰散したあとにはやはり女直と呼ばれているのである。渤海国末年に現れた女直が純通古斯系靺鞨諸族の裔であり、又純通古斯系靺鞨諸族の裔はすべて女直と呼ばれていたと見て誤らない。中国側の史書は殆んど例外なく女直を以て靺鞨の裔なりと説いているが、此の説は上述の如く純通古斯系諸靺鞨と女直との關係に於いて當っているとはいえず、女直とは直接關係のない濊貊系靺鞨を區別していない点に不備乃至誤謬があるといわねばならぬ。

上述の如く、女直とは渤海に征服せられた純通古斯系靺鞨諸族の族裔を中心とする純通古斯系の総称である。渤海時代にその支配階級の列に加わり、渤海人化した者はこれと一応區別して扱われ、彼等の支配が保たれている間は鉄利・黒水

等の旧名を以て呼ばれていたが、支配層の潰散と共にやはり女直と呼ばれている。渤海人化した彼等は渤海人と呼ばれて然るべきであったのであるが、此の兩者共に種族的な自負心が強く、渤海国時代を通じて絶えずその支配から脱して独立せんとする動きを見せていた。鉄利・黒水が長くその名を保つたに就いては此の様に彼等自身がその名に誇りを以て此れを棄てなかつたことに由る所も大きかつたと見なければならぬ。かくて女直と呼ばれていたのは、渤海国時代の被征服被支配的下層階級をなし、文化低く、固有の生活を比較的良好に保持していた純通古斯系の者であつたと解せられるのである。然らば女直とは全く文化の低い純通古斯のみに限られ、他の系統のものを全く含まなかつたかというに、そうばかりともいえない。

渤海人の勢力は渤海国の滅亡と共に急に衰退して行つた。寧ろ彼等の活力は渤海国時代に既に衰兆を見せ、それが国家滅亡の根本的な原因であつたとも見られなくはない。女直の歴史舞台への登場、その發展はこうした渤海人の衰退と相表裏する關係を有している。既に女直を抑えていた渤海人の衰退が女直に奔放發展の機を与え、又此の女直の抬頭が渤海人の滿洲支配をうちからゆさぶつたのである。渤海国の滅亡を楔機として渤海人の衰勢は急調となり、同時に女直人の不羈奔放な活躍が目立つこととなつた。渤海国の滅亡以後は濊貊族と純通古斯族とが滿洲の支配者として交替する時代であり、此の交替の始動的大事件が渤海国の滅亡に外ならぬ。渤海国滅亡のあとに建てられた契丹の子国の東丹国は忽ち渤海の遺民に驅逐せられ、そのあとに後渤海国が建てられたが、此の後渤海国は渤海遺民と女直人との協調の上に立つていたので、明かに渤海人・女直人交替の過渡的国家たる性格を帯びていた。後渤海の衰滅後は純通古斯の時代に入り、大皇帝の出現となる。こうした渤海人の没落、女直人の抬頭の過渡的一現象として渤海人の女直人仲間への逃入が盛んに行われ、女直人は次第に渤海人を腹中に吸収して行つた。従つて渤海国の滅亡以後に於いては女直と呼ばれている者の中に大・高等の姓をもつ明かに渤海人系の者が見出され、又女直人の間から契丹が渤海人を剗刷捕擄した所伝も残されている。女直人の間には純通古斯種の外に濊貊種がかなり濃厚に混入して行つたのである。

滿洲に対する支配圏を拡大した契丹は女直を生女直と熟女直とに分ち、熟女直に対しては州県制を施き、又「熟女直に非ず、生女直にも非ず」という中間的な扱いのものをも設けていた。輝發河流域の回跋女直は此の中間的なものの一例である。此の生熟（生熟）の区別の截然とした基準はつかみ難いが、大体次の如くに見て誤り無い様である。

I 熟女直

- (1) 遼籍に上せられていたもの（直轄領民）
- (2) 文化水準の高いもの

II 生女直

- (1) 遼籍外に在って文化水準の低いもの

熟女直のうち、文化水準の高い者は概して渤海文化の影響の大きいものであり、従つてその生活は比較的渤海人に近く、そうした者の間には逃入渤海人が多かった様である。

以上の如く、渤海人の中に純通古斯系種の混入があり、女直の間に濊貊種の混入があり、又女直の中に文化の比較的高い熟女直が居たが、概していえば渤海人は濊貊種で民度が高く、女直人は純通古斯種で民度が低く、両者の間に相互に混入があったが、それらはやがて同化せられて本来の渤海人又は女直人の何れか一方の中に融け込んでいたのである。

V 民族構成の推移

以上、小高句麗国民の民族構成を建国当時、開元末・天宝初、阿保機侵入当時の三時点に就いて考察し、そこに著れて来る高句麗・靺鞨・百濟・渤海・女直等の諸族に就きその歴史と種族別を概観したが、此の三時点に於ける民族構成の相互関係、即ち民族構成の推移に就いては更めて考察しなければならぬ。

(4) 靺鞨諸族・百濟人等少数民族の高句麗人への同化

小高句麗國內の住民として圧倒的多数を占めていたのは高句麗人である。その外に建国当時の居住民として若干の粟末人がいたが、彼等は高句麗人と同種の濊貊族で、ただその本来の住域と歴史を異にしていただけであり、容易に同化し得べきものであった為、大高句麗時代からの遼東遷住によって小高句麗建国当時既に高句麗人化していた。小高句麗國內に於いては少数民族である彼等が二百余年に及ぶ此の国の歴史に於いて完全に同化して終ったことは容易に推想せられるであらう。

小高句麗の建国に先だつこと約二十年の高宗・儀鳳二年に中国に遷されていた百濟人捕虜が王統の扶余隆と共に小高句麗の領域となった建安城の地に遷され、その子孫の消息は則天武后の時まで伝えられているが、その後は全く消息を絶つたこと、先に一言した如くであるが、少数の彼等は恐らく高句麗人の間に吸収同化せられて終つたものと解せられる。

開元末・天宝初に至り渤海の北進に抵抗して敗れた越喜・抃涅・鉄利等の中の反渤海的純通古斯系分子が小高句麗國の領域内に入住した。彼等の入住地は南は遼陽の西北より北は東遼河流域に至る長大な地帯に跨り、九州に分れ、その五州は都督州であった所から推すと、その総勢は相当の戸口数であったことが察せられるが、それも高句麗人に比すればやはり少数民族であつたであらう。彼等の入住地のうち、開原以南は従前からの小高句麗の領域であり、従つて高句麗人の主住地であつたが、以北はそれまで領外の地で高句麗人も少かつたと推測せられる。この高句麗人居住地帯である開原以南に入住した者も亦高句麗人に同化せられた様で、それは此の地区におかれたことの明白な抃涅・鉄利二州の住民に対する遼史の記載から立証せられる。

遼史が阿保機侵入当時の遼東の州民を渤海人と呼んでいること、此の渤海人とは小高句麗人を指しているものと解せられることとは先に述べた如くである。小高句麗國民は高句麗人を以てその民族構成の主体としていたのであるから、遼史

にいう遼東渤海人の主体は当然高句麗人であったことになる。何が故に高句麗人を渤海人と呼んだのかという疑問の説明は後文にゆずるが、とにかく高句麗を渤海人と呼んでいたことだけは紛れないこととして指摘することができる。所が弘湮・鉄利の兩州は濊貊種である高句麗人とは異なる純通古斯種の弘湮・鉄利兩靺鞨を以て置いた州であるにも拘らず、その裔である阿保機侵入当時の州民は渤海人と呼ばれているのである。遼史卷八地理志・東京道・広州の条に

渤海為鉄利郡。太祖遷渤海人居之。建鉄利州。

とあり、遼州の条に

本弘湮国（国之誤）州中。太祖。略。遷民実之。

とあり、遼史卷二太祖紀・天贊三年五月の条に

是月徙薊州民実遼州地。渤海殺其刺史張秀実而掠其民。

とあるは鉄利・弘湮二州の土着民が渤海人と呼ばれていたことを示す。この場合の「遷民実之」が土着民を州籍につけるの意味であることは先に論述した如くである。純通古斯系の子孫である彼等が高句麗人と同じく渤海人と呼ばれているのは、彼等が高句麗人化してその間に殆んど違いがなくなっていた為と見なければならぬ。もしも彼等が奥地に居た頃のまの生活、即ち民度の低い純通古斯式の生活を続けていたならば、契丹は彼等を指して渤海人とはいわず、必ずや女直人と呼んだであろう。想うに、高句麗人の間に入り込んだ開原以南の純通古斯系諸族は百数十年に及ぶ長い期間に次第に高句麗人に同化して行ったのであろう。然らば開元以北に入住したものはどうであったか。

阿保機の即位以前に於ける女直討伐が第一回は開原方面、第二回はそれ以北の東遼河流域に至るまでの地域であったことは既に再三述べた所である。即ち遼史は此の地方の住民を女直と呼び、渤海人とはいっていないのである。このことは此の地方の住民が血液的にも生活的にも女直人であって渤海人でなかったことを示す。入住の越喜等の純通古斯系諸靺鞨も高句麗人化していたとは見えないことになる。もし彼等が高句麗人化していたならば、契丹人はそこに契丹人のい

う渤海人を見出したわけであり、俘獲には女直人よりも先ずその渤海人をねらったであろう。契丹の徙民は民度の高いものを対象としていたからである。然るに此の地域での俘民は竜化州に置かれた三百戸の女直が伝えられているのみである。又契丹は漢人・渤海人を州県制の下に統治する方針であったのであるから、俘遷の残りの住民も州県に編成せられた筈であるが、実際には開原以北に阿保機が土着民を以て置いたことの確実な州県は伝えられていない。開原の北隣に当る肅州が阿保機の設置したものであるという所伝があるが、それは金の中頃の世伝で、確実視できないし、又それが仮に確かであったとしても、肅州は大体開原地区に入れて考えることができる。この様に見てくると、開原地区より北に入住した純通古斯系靺鞨諸族は小高句麗に隸属して州県に編成せられていたこと百数十年に及び乍ら、終に高句麗人化しなかつたといわねばならぬ。思うに、此の地域は大高句麗時代以来高句麗人の住域ではなく、従って小高句麗国此の地方に対する主権も弱くて羈縻関係の域を殆んど出でず、よってそこに入住した者も高句麗人化がま進なかつたのであろう。但し阿保機が此の地域の俘獲女直三百戸を州県に編入して氏族統治の下におかなかつた所を見ると、彼等は女直として民度の高い熟女直となっていたと推測せられる。こうした民度の向上はやはり小高句麗国の影響を最大の因としていたと見て誤りないであらう。

以上を要するに、小高句麗建国以来の領土、即ち小高句麗国の本土ともいふべき開原地区以南の地域内に、或は驅逐せられ、或は入住した高句麗人以外の少数民族、即ち粟末・扶渥・鉄利等の靺鞨や百濟人等はやがて高句麗人化し、その中に同化吸収せられて行ったのである。但し漢人のみは少数乍ら漢人としての生命をよく保っていたと見え、遼史は阿保機侵入当時の遼陽に土着漢人の居たことを伝えているのである。

(2) 高句麗人を遼史が渤海人と称した所以と彼等の繁衍

遼史が小高句麗国の高句麗人を渤海人と呼んでいる所以に就いて考えるに、それには先ず小高句麗国が渤海国といわれ

ている事実を併せて取上げる必要がある。小高句麗国が渤海国と呼ばれたのは、小高句麗国が渤海国に隸属し、その強力な拘束の下に殆んど独立国たるの実質を喪い、渤海国の一部たる觀を呈していた為と解せられること、先に詳しく考説した如くである。小高句麗国が渤海国の一部と見なされていたことはその国民である高句麗人を渤海人と呼ばしめる一因となっていたと見るべきであろう。次に渤海人が高句麗人と粟末・白山靺鞨、即ち濊貊系を根幹とし、此れに同化した純通古斯系を含んでいたのに対し、小高句麗国民も濊貊種の高句麗人を根幹とし、これに若干の同化した純通古斯種、即ち弘溼・鉄利等を含み、両者はその構成民族に於いて全く変り無かった。かくて小高句麗の国民を呼ぶに渤海人を以てするも人種的に何の支障も無かった。このことも亦小高句麗の高句麗人及び此れに同化した純通古斯を渤海人と呼ばしめた有力な一因となっていたと想われる。

小高句麗人を渤海人と呼ばしめるためには、上述の政治的・人種的な面の外に広く一般の生活關係にも共通相似の点多かったことを想定しなければならぬ。両者の經濟生活・社会生活や文化が頗る共通酷似していてこそ此の呼び方が広く受け入れられていた筈である。然し小高句麗国の社会・經濟・文化に關する史料は極めて乏しく、經濟を除く社会・文化に就いては皆無に近いので、この部面に就いて渤海と小高句麗との比較を行うことは望むべくもない。然し両者は民族を同じうし、同じ滿洲に立国して中国文化圏の中の發展という同じ方針を取り、且つ政治的に殆んど一体關係を成していたとすれば、此の両国民の生活が凡ゆる面で共通酷似していたことは想像に難くないであろう。両者の酷似は寧ろそれが共に渤海人として隣族から扱われていたことをその一証としなければならぬというのが史料の実情より見た現在の状況であるが、それにしてもこうした共通酷似は紛れない事実として認むべきであろう。

小高句麗国内の高句麗人、即ち遼史にいう此所の土着渤海人は、建国後しばらくは諸方への散亡が相次いだが、渤海国の子国として強力に統轄せられてからは、宗主国からの強い開發支援の影響があったと見えて、阿保機が侵入した頃には大いに繁衍していた様である。それは契丹が小高句麗討滅後その故地に原住渤海人を以ておいた州郡の多いこと、それら

の州の或るものは相当多数の戸口を擁していたこと、阿保機が小高句麗に侵入した時その原住渤海人を西方の本土に徙したがその数も少くなかったこと等から推察せられる。そこでこれらの諸点に就いて考説しておく。

先ず契丹が原住渤海人を以て置いた州から見て行く。阿保機の時代に遼東において州として確認せられるもの九のうち八までが原住渤海人を編民としたものであることは先に詳述した。此の外に、設置年代は判らないが、とにかく原住渤海人を以て契丹がおいたものと推測せられる州が遼史の地理志に若干見出される。然もそれらの多くが小高句麗時代に置かれていた州県の継承と解せられるものである。その数例をあげると、銀州・銅州・集州・瀋州・貴德州等は小高句麗国時代からの州で、然も安東都護府の唐籍二十三州中には見えないものである。従ってその多くは小高句麗時代に逐時増置せられたものと考えられる。なお此これらの諸州は遼史の地理志から検出し得たもの、即ち遼初からその領土に加えられた遼河流域所在のものに限られているのであるから、初め契丹の領土外におかれた奥地の部分をも含めた小高句麗国全土の増置州数は更に多かったと推定すべきである。こうした州数の増設はその割合で戸口が増加したと考える根拠にはなり得ないが、少くとも戸口繁衍の一証と見ることは許されるであろう。州県増置の詳細は州県制の問題として専考せらるべきである。次に阿保機の原住渤海人西遷に就いて見てみる。

遼史^{卷三}地理志・上京道・饒州・長楽県の条に

長楽県。本遼城県名。太祖伐渤海。遷其民建県居之。戸四千。内一千戸納鉄。

とあって、阿保機が遼城州長楽県の渤海人を饒州に遷してそこに同名の長楽県を置いたことが見える。遼城州は遼陽府の小高句麗時代に於ける州名である。阿保機が此所を陥れたのは神冊三年であるから遷民もその後間もない頃のことである。長楽県の渤海人は遼史^{卷三}地理志・東京道・顯州・奉先県の条に

奉先県。^中略。世宗析遼東長楽県民。以為陵戸。隸長寧宮。

とある如く、世宗の時(九四七〜九五〇)顯州(北鎮の東方)の郭下奉先県にも遷されている。然し世宗の前、太宗の

時、大渤海の故領に置かれていた東丹国の維持が困難となった為、此れを遼陽に後退せしめ、その際夥しい渤海人を大渤海国の故領から遼陽府附近一帯に驅遷し、特に遼陽府は驅遷民挿置の中心となつていたので、世宗の遷した奉先県の渤海人は長樂県の原住民であつたか、それとも奥地から一度長樂に遷されていたものの再遷であつたかが判明しない。太宗の東丹国後退に先だつ阿保機の西方への驅遷は明かに長樂県の原住民渤海人である。翻つて遼史^{卷三}地理志・東京道・遼陽府の条を検するに、長樂県の名は見えないが、郭下の遼陽県の条に

遼陽県。中。渤海為常樂県。戸一千五百。

とある。此の常樂県は恐らく長樂県のことであろう。右にいう渤海は小高句麗でなければならぬ。契丹は小高句麗国の長(常)樂県を継承して少くとも世宗頃まではその名を存し、その後いつか遼陽県と改めたのであろう。この長樂県より遷したという饒州長樂県の四千戸は驅遷当時そのままの数字ではなく、増減を経た筈の後年の数である。遼陽は当時の一大産鉄地であつたのであるから、四千戸中の納鉄戸一千は大部分が遼陽の長樂県からの驅遷と見て誤りあるまい。然しこれにも増減があつたかも知れない。常樂県改め遼陽県の一千五百戸も土着人の子孫のみとは速断できない。東丹国後退の際やその後の増減があつたかも知れない。従つて長(常)樂県土着渤海人の戸口は知り得ないことになるが、これまでに挙げた戸口数字を勘案するに千戸を以て計える規模のものであつただけは誤りあるまい。遼史の地理志に依れば、饒州の所管は長樂県の外に臨河・安民の二県があり、阿保機の設置は長樂のみで、他の二県は太宗の設置である。県民は何れも渤海人であつた。統資治通鑑^{卷八}大中祥符九年(契丹・聖宗の開泰五年)一〇一六)九月己酉の条に掲げられた薛映の北行録に

上。又三十里。度潢水石橋。傍有饒州。中。今渤海人居之。

とあつて、饒州治の住民が渤海人であつたと記している。饒州の治所を管轄する県は郭下の長樂県である。長樂県民が渤海人であつたことは宋人の眼によつても確かめられているのである。又遼史の地理志に饒州の沿革を記して、「太祖完章

故壘。云云」とあり、饒州城は太祖が（唐の饒樂都督府の）故壘を完葺したものであるという。阿保機は大渤海討滅の役に陣歿したのであるから此の完葺は遠征前のことである。又城壘は州県治を置くために設けられるものであるが、この住民は契丹・宋の何れの側の史料も専ら渤海人と伝えて漢人の居た証述がないから、結局それは遼東の長（常）樂県の渤海人を徙置する為であったことになる。一県を創置するだけの戸数を遷したとすれば、少くとも数百戸以上、恐らく千戸を越える数であったであろう。然も原地残留の渤海人が尚一県を維持するに足りたのであるから、此れ亦少くとも数百戸、恐らくは千戸を越えていたであろう。遷徙・残留を合せた長（常）樂県原住渤海人の数は少くとも千数百戸、恐らくは二千戸を越えていたことになる。或は更に多く、数千戸を算したかも知れない。原住渤海人を遷徙と残留に分けた理由は色々考えられるが、渤海人の大集団を一箇所に放置するのは叛乱を招く危険ありと考えて分散政策の適用を受けたその規いの一つであったことは契丹の対渤海策を通観して紛れなく認められるので、そうした分散政策の適用を受けた長（常）樂県の原住渤海人は数千戸に達していたと見るのが適切かも知れない。

次に遼史^{卷三}地理志・上京道・祖州・咸寧県の条に

咸寧県。本長寧県。破遼陽遷其民置。戸一千。

とあって、阿保機が遼陽を破った時、そこに長寧県があつて渤海人を管していたこと、その住民の一部を祖州の地に遷して同名の長寧県をおいたこと等を伝えている。遼陽を破ったのは神冊三年の初めであるから遷民もその頃で、先の長樂県の遷民とはほぼ同じ頃であつたと考えられる。遼史の地理志に依れば遼陽府・興遼県の条に

興遼県。本漢平郭県地。渤海改為長寧県。^中略。戸一千。

とある。即ち契丹時代の興遼県は小高句麗国の長寧県を改名したものであるという。つまり長寧県の原住渤海人も遷徙と残留とに分けられ、各々一県に統べられたわけであるから、双方共にその戸数は少くとも数百、恐らく千戸を計え、併せて千数百戸以上に達していたであろう。

阿保機が遼東から西遷した原住渤海人に就いては遼史に伝えられないで宋側の史籍にのみ伝えられているものがある。柳河館鉄冶の渤海人はその一例で、この渤海人も少くなかった様である。但し柳河館渤海人に就いては更めて詳考する。かくて遼史にその所伝を逸している遷徙渤海人がかなりあることが察せられるのである。

阿保機が原住渤海人を西方の本土に駆遷したのは、此の地方の経営を無視したからではない。逆に阿保機は此の地方の経営に大いに力を入れ、盛に漢人を徙置して経済開発をはかっている。遼東が契丹の東京道として最も重要な領土となっているのは実に阿保機の経営方針が子孫に継承せられた結果に外ならぬ。こうした重要経営地から土着人を抜き取ったのは二つの大きな理由に依っているものと解せられる。その一は

契丹遼陽府管下九県沿革記事表

県名	記	事
遼陽	本渤海国金徳県地。漢貝水県。高麗改為句麗県。渤海為常楽県。戸一千五百。	
仙郷	本漢遼隊県。渤海為永豊県。中。略。戸一千五百。	
鶴野	本漢居就県地。渤海為鷄山県。中。略。戸一千二百。	
析本	本漢望平県地。渤海為花山県。戸一千。	
紫蒙	本漢鏗芳県地。後私涅国置東平府。領紫蒙県。後徙遼城。并入黄嶺県。渤海復為紫蒙県。戸一千。	
興遼	本漢平郭県地。渤海改為長寧県。中。略。戸一千。	
肅慎	以渤海戸置	
婦仁	無し	
順化	無し	

は二つの大きな理由に依っているものと解せられる。その一は渤海人の西遷によって契丹の本土地区を充実発展させることであり、第二は渤海人の一地区への集住による勢力過大地区をなすべく無くすることである。この西遷による遼東住民の減少を補い、更に一段と戸口を増加せしめ、原住渤海人の勢力過大を牽制せしめるために打った手が漢人の入植である。要するに、一地方に於ける一民族の勢力過大をできるだけ抑え、諸民族を雑ぜ置いて相互に牽制せしめるというのは、自らの戸口数が少い契丹が、種々の民族を内包する広大な領土を統轄して行く為

に執った大方針で、此の方針により原住渤海人が西遷せられたことは、彼等の戸口数が決して少くなかったことを察知せしめるものである。次に原住渤海人の戸口が少くなかったことを考証し得る若干州を挙示する。

先ず小高句麗国の王都であった東平郡(遼城州。遼州)に就いてみる。遼史の地理志に依ればその管県は九であるが、その中の蕭慎・帰仁・順化三県に就いては説明記事が無く、沿革を知ることとはできない。恐らく東丹国引揚げの際に竜泉府方面から遷されたものと思われるが、これに就いては更めて詳考する外ない。沿革記事のあるのは残りの六県で、県名及び沿革記事を表記すれば先掲の如くである。参考のため三県をも附記しておく。先ず遼陽県が渤海即ち小高句麗国の常(長)樂県であったことは先に考証した。尚表中の記事には「本渤海金徳県地」とか、「高麗改為句麗県」とかの記事があるが、此れは遼史・地理志の東京道に多く見られる誤った比定の一例で、削除すべきものである。詳しくは別に考証を加えなければならぬ。興遼県が小高句麗国の長寧県であることは先に考証した。仙郷県が永豊県と称していたことは同じ東京道・頸州・山東県の条に

山東県。本漢望平県。穆宗割渤海永豊県民為陵戸。隸積慶宮。

とあるに依って証せられ、且つ穆宗の頃まで旧名を存していたことが知られる。あとの鶏山・花山・紫蒙に就いては他に有力な関係記事を得ない。ただ同じ東京道・銅州の唯一の管県である柞木県の条に

柞木県。本漢望平県地。渤海為花山県。

とあるのが花山県の考察に多少の参考となるのみである。然し常楽・永豊・長寧三県の小高句麗時代に関する部分の記事が誤っていないとすれば、鶏山・花山・紫蒙の三県に関する記事もその大筋に於いては誤っていないと見てよいであろう。表中に記された各県の戸数は遼代のもので、小高句麗時代のものではない。然し常楽・長寧二県の原住渤海人、即ち小高句麗国時代の高句麗人の戸数が共に少くとも一千数百を下らず、常楽は数千戸を計えたらしく察せられることは先に論述した如くである。永豊県の高句麗人も二県に分割せられたことから推してやはり少くとも千数百、恐らくは二千戸以上に達していたであろう、六県中の三県が少くとも二千戸前後、或はそれ以上の戸数を擁していたとすれば、残り三県の戸数規模も恐らく此の程度であったのではないかと思われる。六県を総計して少くとも万戸前後、或はそれ以上であった

と見て大過ないであろう。遼陽には此の六県の外に更に県があったかも知れないが、此れ以上のことは判らない。

次に遼州の原住渤海人が一旦阿保機に征服せられてのち契丹に叛いたことは先に一言したが、このことは小高句麗時代の弘涅州の住民が相当多かったことを示すものといえよう。

契丹の鉄利州は小高句麗の鉄利州をそのまま承けついたのであるが、統和八年（九九〇）に至り一旦廢止せられた。

遼史^{卷一} 聖宗紀・同年七月の条に

省遂・嬀・松・饒・寧・海・瑞・玉・鉄里・奉徳等州。

とある。降つて開泰七年（一〇一八）復置せられ、名を広州と改めた。同書^{卷八} 地理志・東京道・広州の条に

統和八年省。開泰七年。以漢戸置。統景一。

とある。渤海人を以て置いた鉄利州を廢し、次いで漢戸を以て復置したということは、この地に置ける渤海人の減退と漢

人の漸増とを想わしめる。理由は判らないが、鉄利州の渤海人は遼初に比し後年次第に減退する傾向をとつたと見て誤り
ないであろう。所で遼史^{卷二} 天祚帝紀・天慶六年正月戊午の条に

貴德州守將耶律余覲。以広州渤海叛附永昌。我師擊走之。

とあり、同書^{卷一} 肅酬幹伝に

時^{天慶}年間広州渤海作乱。乃与駙馬都尉肅韓家奴襲其不備平定。

とあつて、遼末に完顔阿骨打が挙兵したとき、広州の渤海人が出でて貴德州を成つていたこと、遼陽の高永昌が契丹に叛くと忽ち此れに応じたこと等を伝えている。遼末に於ける広州の渤海人が必ずしも微弱でなかつたことを窺うに足ろう。

遼陽を中心とする一帯の地には阿保機の歿後、太宗によつて東丹国人即ち大渤海の遺民が夥しく移されたので、鉄利州の域内でもその際に渤海人の増加を見たかも知れないが、然しその後になつて州の廢止があつたのであるから、結局に於いて減少したと見るべきである。それにも拘らず、尚作乱の勢力を有していたのであるから、減少前の、延いては小高句麗

以来の原住民の少くなかったことが窺われるであろう。

以上、遼陽・遼・鉄利三州に就いて検討した結果は、その原住渤海人が何れも相当多く、殊に遼陽(遼城州)は万戸にも達していたかと推測せられるのである。小高句麗國末年の州数は唐籍に載せられている二十三州よりも遙かに多くなっていたが、それら数十州のいわゆる渤海人全戸口を総計すれば、恐らく数万戸乃至十万户近くに達していたのではないかと想われる。遼史にいう渤海人の小高句麗末年に於けるかなりの繁衍はほぼ紛れない事実といえる。

小高句麗の建国後、その国人の逃散がかなり続いて戸口の減少を来したことは当時の史籍が伝えている通りであるが、それが末年に於いて再び相当の繁衍を取り戻していたとすれば、此の繁衍を招来した所以に就いての考察が必要となる。その第一として考えられるのは、海東の盛國として栄えた大渤海の属國としてその庇護の下に百数十年の長い泰平を享受し得たことである。第二は、大渤海國がここを直轄領土と同様に扱い、大いに此の地域を開発して経済的發展を促したことである。第三は、大渤海と小高句麗とのこうした特殊な関係から大渤海の本土より小高句麗の域内に相当の渤海人が移住したと考えられることである。そしてもともと同種である渤海人の入住は第三者をして小高句麗國人と渤海人とを同一視せしめる原因の一をなしていたと思われる。第四は、遼東に入住した純通斯系靺鞨人その他の少数民族の同化である。総じて高句麗人の繁衍は大渤海との関係に負う所が多かったと考えられるのである。

(3) 女直人の蔓延

隋代・唐初に靺鞨と呼ばれたもののうち、濊貊系の粟末・白山両部を除く純通古斯系の五部は、西より伯咄(伊通河との合流点附近より下流の北流松花江及び拉林河の下流域)、安車骨(阿勒楚喀河流域)、弘涅(瑚爾喀河流域以東日本海に至る琿春河中上流域以北)、黒水(三姓以東松花江南北岸流域)、号室(黒竜江下流域)等、大体東流松花江の大流域を住域とし、その南方には粟末・白山両靺鞨及び高句麗人等の濊貊系が居を占めていた。唐の中葉に至り、伯咄の裔は達姪、

安車骨の裔は鉄利・越喜、扈涅の裔は虞婁・扈涅、黒水は依然黒水、号室は窟説と呼ばれる様になっても此の住域に大した変りは無く、その南方の濊貊系も粟末・白山・高句麗の諸族が渤海人として混一せられただけで、その住域には変り無かった。更に隋以前に於いても、純通古斯系が挹婁・肅慎・勿吉と呼ばれ、濊貊系が夫余・沃沮・高句麗と呼ばれていただけで、右の住域には殆んど変りが無く、ただ半島の嶺東濊が此の間に消えたにすぎなかった。即ち東部滿洲を南北に二大別して北に純通古斯、南に濊貊が拠るといふのは有史以来唐の中頃に至るまで殆んど変りの無い民族配置となっていたのである。然るに唐末・五代、即ち渤海末・遼初に至り、史書はそれまで専ら北滿に拠っていた純通古斯の南下、即ち女直の南方蔓延を想察せしめる記事を多く残しているのである。

開原地方以北に女直が占住していたことは、唐末、阿保機が此の地方の女直を伐った明伝があつて紛れない所である。

遼史^{卷四}太宗紀・会同三年（後晋・天福五年＝九四〇）二月乙卯の条に

鴨綠江女直遣使來覲。

とあり、翌四年十一月丙子の条に

鴨綠江女直來貢。

とあるは、女直が鴨綠江の流域に蔓延していたことを証する記事である。新五代史^{卷五}後唐莊宗紀・同光三年（九二五）五月己酉の条に

黒水・女真皆遣使來貢。

とあり、旧五代史^{卷二}後唐・莊宗紀、冊府元龜^{卷九}七^{外臣部}・朝貢門等にも同じ記事が見えている。右の黒水は松花江最下流域のものではなく、当時咸興方面に南下していたものである。そして此の黒水と同行した女真も大体同じ方面に住んでいたものである。彼等は鴨綠江を下り遼東半島に沿って海に及び山東の登州に入っていた。顯徳六年（九五九）にも來貢し、翌建隆元年以後宋の治世となるとその來貢記事は豊富に伝えられ、年々多数來航していたことが知られる。

次に時代は稍々下るが、遼史八卷景宗紀・保寧五年(九七三)五月辛未の条に

女直侵辺殺都監達里迭・拽刺・幹里魯。驅掠辺民牛馬。

とある女直が阿勒楚喀方面の者であるとは既に池内博士の推定せられている所であり、同八年(九七六)宋の太平興国元年)の条に

八月。女直侵貴德州東境。略中九月。略中女直襲歸州五寨。剽掠而去。

とある女直の主体が輝発河流域のもの、即ちやがて回跋女直として著れる者であり、此の襲撃によって南北朝時代以来高句麗の名城となっていた新城を引継いだ歸州が廢州せられるに至ったことは嘗て詳考した如くである。かくも強力となるまでにはかなりの歳月を要したであろうから回跋女直の輝発河流域入住はやはり唐末五代の頃に既に行われていたであろう。

以上列挙した諸方の女直のうち、開原以北の地及び輝発河流域は粟末靺鞨の住域、咸興地方は白山靺鞨の一大中心地、鴨綠江流域は高句麗勃興の地として、何れも有史以来濊貊系の本土として渤海時代に及んでいた所である。して見ると、東流松花江の流域に沿う北滿に住して久しくその外に出なかつた純通古斯族は渤海時代に入り、恐らくはその中葉頃から次第に南下を始め、然も此の移動の波は東は日本海岸より西は東遼河の流域にわたる全面的なものであったことが窺われる。当時、彼等の南隣に居た濊貊系は渤海人として融合統一し、盛国の大渤海を支えていたのであるから、純通古斯の移動は濊貊系の渤海人を圧して行われたものとは解せられない。殊に純通古斯の大部分を占める達姮・鉄利・越喜・虞婁・弘溼・黒水等は開元・天宝の交以来渤海国に征服せられ、黒水を除く他の諸部は直轄領民として州県制に編成せられ、渤海国の被支配者の位置に置かれていたのであるから、彼等の南下が渤海人を征圧して行われたものであると解することは不可能である。恐らく彼等は渤海国内を渤海人の支配の下に地下水が浸潤する如く南下し拡がって行ったのであろう。渤海の末葉、黒竜江の下流域に居た兀惹(号室・窟説)が江を溯って移動し、松花江下流域の黒水を圧してこれを咸興方面

に南下せしめ、更に此の黒水の大移動は西方の部族にも衝撃を与え、鉄利・達婚の一部をも南下せしめたこと、渤海の滅亡に乗じて兀惹は遂にその故都東京城の地に入り込んだこと等は嘗て詳しく論述した所であるが、此の移動も要は渤海の支配下に起った純通古斯族の南下大移動の波の一部をなすものとして理解すべきであろう。かくして純通古斯系が女直の名を以てほぼ滿洲の諸要地に蔓延した頃、大渤海が契丹の攻撃によって滅び渤海人として統合せられていた濊種^{ハユ}の勢力が湖落に向ったので、代って滿洲舞台の主人公にのし上って行つたのであらう。或は此の女直の地下水的蔓延が渤海滅亡の内的遠因として大きく作用していたのではないかと思われる。契丹の阿保機が渤海国に侵入して忽ち都を屠り得たのは渤海国の内訌に乗じた為であり、その内訌とは兀惹部の南下に聯関して起つたものと解せられることは嘗て詳しく考説した所である^{註57}。此の有史以来の大移動を純通古斯に惹き起さしめたのは、渤海国の彼等を直轄領民とする支配であつたと思われる。即ち海東の盛国と謳われた渤海の文化は直接彼等に光被して、經濟の發展、人口の増加、民度の向上となり、かくて蓄積せられた民族的エネルギーは彼等の文化地帯を指向する移動の原動力となり、かくてその南下大移動を起さしめたのであらう。渤海は彼等を直轄領民としていた關係から、自己住域内への地下水的蔓延を阻止する名分がなく、此れを大勢の赴くままに見送つていたのであらう。女直南下の波は遂に滿洲の最南端である遼東半島の一円に及び、遼代の中葉以後、曷蘇館女直と呼ばれる大部族の拠る所となつてゐる。

女直の南下蔓延の大勢を以上の如く眺めるならば、阿保機が伐つた開原方面以北の女直も先に開元・天寶の交に此所に移された越喜等の純通古斯系韃鞬の子孫に新來の者を加えていたものと解すべきであらう。蘇子河流域や鴨綠江右岸の要地等に就いては渤海末年の女直史料を見出し難いが、やはり彼等の蔓延する所となつていたのであらう。

以上を要するに、小高句麗国内の住民は、その建国直後に於いては高句麗人の相次ぐ逃散によって一時甚しく減少したが、やがてそこに徙されて來た少数の他民族を同化吸収しつつ、又宗主國の渤海から入住した者をも加えて相當の繁衍を取り戻し、その末年頃には全滿洲に移動蔓延しつつあつた女直が入り込み、小高句麗國の直接支配外にあり乍ら有力化し

つづいたのである。

註

23 檀州は河北・檀州の漢人を徙しておいた州である。遼史卷三地理志・東京道・檀州の条参照。
24 満洲学報第三号所載。

25 満鮮地理歴史研究報告第三冊所載「遼の遼東経略」

26 遼史は女直の名を部族表に掲げており、女直の統制を氏部族制によっていたことを示している。但し後年には民度の高い熟女直は州県制による様になっている。

27 前出「唐末の遼東」。

28 渤海人が契丹に叛いて女直人の間に遁入した例は多く見られるが、漢人にはない。

29 この時渤海人の亡命を容れた女直は奥地の者でなく、傍近の地であったと考えられる。奥地深く遁入していれば契丹が再びこれをとらえることはできなかったであろう。

30 松瓦は松花江に通じ、松瓦千戸寨の女直人は松花江から来たことを示している様にも思われるが、詳しくは考える必要がある。

31 鎮東関は一大貿易港であるが、その貿易に活躍していたのは渤海人である。渤海人の海上活躍に就いては別に詳考するつもりである。

32 東京遼陽府は留守司に属していたからである。

33 兩銅州のことに就いては小高句麗国の州県の問題として更めて詳考したい。

34 李匡祿乞援のことは高麗史卷五顯宗世家・二十一年九月丙辰の条に

興遼国鄆州刺史李匡祿来告急。云云。
とあり、延定のは前年十二月の条に

興遼国大師大延定引東北女真与契丹相攻。遣使乞援。云云。

と見えている。

35 この場合の鴨緑江女直が鴨緑江下流左岸のものであることは東洋学報第六卷、和田博士の「定安国考」に説明せられている。
36 朝鮮学報三三輯「宋初女真の山東来航の大勢とその由来」、及び同学報三七・三八合輯「宋初女真の山東来航と貿易」参照。

37 女真は Djurchin、女直は Dirchi の音訳で、女真と女直とは同音異訳である。

38 肅慎即挾婁や勿吉と靺鞨との関係に就いては史淵三五輯所載の拙稿「勿吉考」及び同誌三八・三九合輯号所載「靺鞨七部の前身とその属種」参照。

39 これらのことは「高句麗滅亡後に於ける靺鞨七部の動向」と題して別に詳考する。

40 池内博士著、満鮮史研究 中世 第一所収「鉄利考」

41 註40に同じ。

42 黒水の南下に就いては史淵自二九輯至三三輯連載の拙稿「兀惹部の発展」参照。

43 南下後の黒水の活躍に就いては別に詳考するが、朝鮮学報二一・二二合併号「統和初期に於ける契丹・聖宗の東方経略と九年の鴨

緑江口築城」参照。

44 五国部に就いては註40の「鉄利考」に詳細な考説がある。

45 このことに就いては別に詳考しなければならぬが、前出の「兀惹部の発展」中にこうした動きの一部にふれている。

46 以上に就いては前出「兀惹部の発展」及び帝国学士院紀事二巻三号所載の拙稿「後渤海の建国」参照。

47 遼史^{卷三}太宗紀・天顯三年末の条に

其民^(東丹國)或亡入新羅・女直。
^(渤海人)

とあるはその一例である。尚右の新羅は高麗の地を指す。新羅は当時滅んでいた。地域としての半島を指す場合、遼史は屢々これを新羅といっている。

48 高麗の顯宗十一年(一〇二〇)以来、徳宗・靖宗を経て文宗の六年(一〇五二)まで三十余年にわたって高麗に入貢し、或は北辺を寇掠した東女真の高之門、その他高舍・高都達・高謝・高演・高史・高陶化、大信・大由、或は宋の大中祥符七年(一〇一四)十二月、高麗の使臣に従って人宋した女真の大干機(塔心堅とも音訳)等は、必ずしも総て渤海の王姓貴姓たる大氏・高氏の出身と断定できないにしても、女真に投じた渤海系のものとして大過あるまい。尚渤海人の女真人への投入に就いては詳考すべき幾多の問題がある。

49 遼史^{卷八}大康又伝に

上^八。且言。蒲盧毛朶^{女直の部族名}界多渤海人。乞取之。詔從其請。

とあるはその一例。但し右の渤海人は、「兀惹部の発展」に於いて論述した如く、「兀惹女直」と混淆した者である。

- 50 契丹国志に見えている。回跋女直に就いては史淵自四六輯至四八輯所載の拙稿「契丹の回跋部女直経略に就いて」参照。
- 51 上文省略部分に唐の饒楽都督府の地であることを記している。
- 52 前出の「兀惹部の発展」、「後渤海の建国」、「鉄利考」等参照。
- 53 このことに就いては別に専考したい考えである。
- 54 前出「鉄利考」
- 55 前出「兀惹部の発展」
- 56 前註に同じ。
- 57 前出「後渤海の建国」

Territory and Racial Composition of the Small Kao-chii-li Kingdom (小高句麗国) ()

Kaizaburō HINO

In those days when the Small *Kao-chu-li* Kingdom was founded, the main body of the nation was Kao-chu-lians. Further the nation contained the native Chinese and the people of *Bai-ji* 百濟. Those Bai-ji-ans had been taken away to China as captives and were then transferred to this region. The Chinese and the Bai-ji-ans were minorities in the Kingdom. The latter were assimilated with the Kao-chu-lians and disappeared by and by from the scene of history. At the end of *Kai-yuan* 開元 era, a great number of *Mo-ho* 靺鞨 men, of pure Tungus origin, fought against the *Po-hai* 渤海 Kingdom advancing north, were defeated by them and took refuge in the Small *Kao-chu-li* Kingdom. They settled down there and were, too, assimilated with Kao-chu-lians. The *Po-hai* Kingdom ruled strictly the Small *Kao-chu-li* as a dependency. As this rule continued for a long time, and the Kao-chu-lians were of the same race as the Po-hai-ans, the Kao-chu-lians became to be called as "Po-hai-ans" by other nations. *Diurchi* 女真 was of the pure Tungus and began to advance southwards in the era of *Po-hai*, and lived extensively in the Small *Kao-chu-li* Kingdom. When *Chi-tan* 契丹 overthrew this Kingdom, the nation of Small *Kao-chu-li* consisted of Po-hai-ans, Djurchians and a minority of native Chinese.